



各 位

2022年6月24日

会社名 株式会社鶴見製作所  
代表者名 代表取締役社長 辻本 治  
(コード番号 6351 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員社長室長 辻本 将孝  
(TEL 06-6911-2351)

### 執行役員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2022年7月22日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式 4,500株
(3) 処分価額	1株につき1,851円
(4) 処分価額の総額	8,329,500円
(5) 割当予定先	当社の執行役員 9名 4,500株 ※使用人兼務取締役を除きます。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の執行役員に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする新たな制度として、譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）を導入すること、及び本制度に基づき、当社の執行役員9名（使用人兼務取締役を除きます。以下「対象執行役員」といいます。）に対して、金銭債権合計8,329,500円を支給し、当該金銭債権の合計8,329,500円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金1,851円）、自己株式処分として当社の普通株式合計4,500株（以下「本割当株式」といいます。）を割り当てることを決議いたしました。

対象執行役員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象執行役員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたします。

## 《本契約の概要》

### (1) 譲渡制限期間

対象執行役員は、2022年7月22日（払込期日）から当社の取締役及び執行役員を含む使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位も喪失（定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間の満了により喪失）する日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

### (2) 譲渡制限の解除条件

対象執行役員が、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役若しくは執行役員を含む使用人又は当社子会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれかの地位にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

### (3) 当社による無償取得

当社は、対象執行役員が本譲渡制限期間において、死亡、任期満了、定年退職、定年退職後再雇用期間満了その他当社の取締役会が正当と認める理由によらず、当社の取締役及び執行役員を含む使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位も喪失した場合、当該地位を喪失した直後の時点をもって、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。なお、その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本契約に定めるところによる。

### (4) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象執行役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

### (5) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

## 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2022年6月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,851円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上